

【参考】

1 不法無線局開設者への適用条項

(1) 電波法第4条（無線局の開設）

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（以下略）」

(2) 電波法第110条（罰則）

「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許又は第27条の21第1項の規定による登録がないに、無線局を開設したとき。

2 不法無線局の特徴や障害事例

(1) 不法アマチュア無線～消防・救急用などの重要無線通信を妨害～

<特徴>

- 144MHz帯及び430MHz帯で使用可能なアマチュア無線機を改造
- アマチュア無線で許可された周波数以外の周波数を送信し業務通信に使用
- 主にダンプの運転手間の連絡手段に使用



イメージ写真

- ドクターへリの運航用無線（病院↔へリ）や列車無線に混信妨害発生

(2) 不法市民ラジオ（不法CB）無線～テレビ・ラジオ受信に障害～

<特徴>

- 27MHz帯の周波数を使用し高出力（1,000W）の電波を発射
- 主にトラックやダンプの運転手間の連絡手段に使用
- 海外向けの無線であるため国内では免許できない無線
- 不法無線局の中でも一番悪質な無線



イメージ写真

- AM・FMラジオの受信障害、パソコンへの誤動作、信号機の誤作動を発生

(3) 不法パーソナル無線～携帯電話の通信を妨害～

<特徴>

- 無線機を改造して許可された900MHz帯の周波数以外で電波発射可能
- 平成27年11月30日以降新たな免許・再免許なし



イメージ写真

- 改造機を使用し携帯電話の基地局に混信妨害発生